1 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるべきものではありません。また、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄かったり、暴力をふるっている認識自体がないといった傾向が見られます。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVは、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など、今日の社会において男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。社会的に優位にある者が、家庭内などの親密な関係の中で、暴力という力を行使して相手を支配するというDVの基本的構造は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければなりません。

女性に対する暴力は、平成7年の第4回世界女性会議において、優先度の高い重大な問題の一つとして位置付けられてから、国際的にも大きく取り上げられるようになりました。このような状況の下、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「以下、「配偶者暴力防止法」という。)が制定されました。

埼玉県では、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現を目指して、「埼玉県男女共同参画推進プラン」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つと位置づけ、DVが犯罪ともなる人権侵害であるとの意識啓発を行うとともに、被害者の相談、保護、自立支援に至るまでの総合的な対策を推進してきました。

また、平成16年の配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、平成18年度から20年度までの3年間の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、DVの防止、被害者の保護、自立支援に積極的に取り組んできました。

平成19年の法改正においては、裁判所による保護命令の拡充、被害者に対する自立 支援施策の充実等が求められている現状から、市町村の取組を一層推進するために、市町 村基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されま した。

これを受けて県では、第2次基本計画(平成21年度から23年度まで)において、市町村における基本計画の策定と庁内連携会議の設置を重点目標のひとつに掲げ、推進を図ってきました。

当計画は、これまでの取組を一層進めるとともに、市町村の取組に対する支援を充実し、 県全体のDV対策を推進するため、新たな「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本 計画(第3次)」として策定するものです。

2 計画の期間

平成24(2012)年度から平成28(2016)年度までの5年間

ただし、配偶者暴力防止法に基づく国の基本方針が見直された場合や、新たに盛り 込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ、見直すこととします。

その際は、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取します。

3 計画の性格

- この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、国の基本方針に 即した埼玉県の基本計画として策定するものです。
- この計画は、「埼玉県男女共同参画基本計画」の基本目標「女性に対するあらゆる 暴力を根絶する」を目指すための計画として位置づけるものです。
- この計画は、計画期間内に集中的に取り組む施策目標及び施策をとりまとめたものです。
- 県は、市町村を始めとする関係機関及び民間の支援団体と相互に連携して施策を推進するものです。

4 計画の対象とする暴力

「配偶者暴力防止法」では、被害者と加害者の関係が配偶者(事実婚、元配偶者も含む) に限定され、被害者の性別は問いません。本計画では、配偶者に該当しない交際相手から の暴力についても、対応を進めることとしています。

また、暴力は身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

■ 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。 刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

■ 精神的暴力

心無い言動で相手の心を傷つける、交友関係や毎日の行動を細かく監視する、といったもの。

必要な生活費を渡さない、仕事を無理やりやめさせて経済的に圧迫するなどの「経済的暴力」も精神的暴力の一類型です。

精神的な暴力については、その結果、 PTSD (外傷後ストレス障害) に至るなど、刑法 上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることも あります。

■ 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

5 施策展開の考え方

DV対策を総合的に推進するためには、県、市町村を始めとする関係機関、民間団体等がDVに関する共通認識を持ち、相互に連携し、適切に対応することが重要です。そこで、県は、被害者への支援を迅速かつ円滑に進めるため、県と市町村の役割分担についても共通認識を持った上で、関係機関・民間団体等による支援ネットワークを構築し、DVの防止と被害者の相談、一時保護、自立支援等に取り組むこととします。

(1) DVに関する基本的な認識

DV対策の推進に当たっては、次のような認識を持って施策に取り組むこととします。

- DVは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害であること。
- DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者であること。
- 被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、平穏な生活を送ることができること。
- 被害者は、国籍、年齢、障害の有無等を問わず、どの地域においても同じ水準 の支援を受ける必要があること。
- 被害者が本来持っている力を信頼し、関係者はその回復を支えることを基本と すること。
- DVを防止し、被害者を支援することは行政の責務であること。

(2) 県の役割

県は、広域的な自治体として、県の配偶者暴力相談支援センターを中心とした広域

的、先駆的、専門的な施策を推進する役割を担います。

このため、困難な問題を多く抱えた被害者と被害者が同伴する子どもに対し、より専門的な機能を活用した支援を拡充することとします。特に、配偶者暴力相談支援センターを中心に、福祉、児童、保健、医療、警察、司法など各分野の専門機関・民間団体等との広域的な連携の強化を図るとともに、市町村の取組に対する支援体制を充実します。

また、施策の推進に関する総合調整機能を発揮し、被害者支援拠点の整備や人材育成など、県全体のDV対策の推進体制の強化を図ります。

(3) 市町村の役割

市町村は、基礎的な自治体として住民の生活、福祉に係る事務を担っており、地域におけるDVの防止及び被害者の保護・自立支援を進める上で果たす役割には大きなものがあります。被害者にとって市町村は、身近な相談窓口であり、自立に必要な多くのサービスを提供しています。被害者とその家族が生活する地域社会の中で継続的な支援を受けられることが、被害者にとって好ましいことです。

このため、市町村においては、被害者にとって最も身近な行政機関としての役割を担い、被害者の状況、緊急度などを的確に把握して、助言やサービスの提供を行い、県を始めとする他機関の支援が必要な被害者については、速やかに連携を図り、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

また、市町村の努力義務となっている「基本計画」の策定と、「配偶者暴力相談支援センター」の設置についても、取組みを進めていく必要があります。

6 計画の目標

計画の目標を

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

と定め、その実現に向けたより具体的な目標として、次の6つの「基本目標」を定めています。

『基本目標』

- I 暴力を許さない社会づくりの推進
- Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実
- Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実
- Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援
- Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進
- VI 施策の推進に必要な調査・研究

7 計画の構成

この計画は、DVの現状や県の現在の取組などについての「DVの現状と計画推進の方向」、重点的に取り組む施策をまとめた「重点施策」、施策を体系的に示した「施策体系」、基本目標ごとに具体的な施策を定めた「基本目標と実施施策」で構成されています。

8 計画の推進

(1)計画の推進体制

- 庁内の関係部局と連携を図りながら様々な分野で横断的な施策が推進されるよう、「DV対策推進庁内会議」を設置し、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。
- 「DV対策推進庁内会議」において、計画の推進状況及び効果について協議を 行い、次年度以降の取組に反映します。
- 計画の推進状況及び効果について、毎年度、県のホームページで公表します。

(2) 苦情処理

- 男女共同参画苦情処理機関における苦情処理 県が設置する苦情処理機関において、DVに関する県の施策や人権侵害事案に ついて、県民からの苦情申出を適切かつ迅速に処理します。
- 各関係機関における苦情処理

県配偶者暴力相談支援センター、警察、県福祉事務所等の機関においては、被害者の苦情申出を誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たします。

また、必要に応じて、行政相談窓口を案内します。

_* 男女共同参画苦情処理機関とは

男女共同参画推進条例に基づき、行政、申出者及び相手方からも独立した機関で、適切かつ迅速に苦情を処理することができる第三者機関です。苦情処理委員は、知事が委嘱し、職務の遂行は行政から独立して苦情処理委員が男女共同参画の視点から中立公平に判断を行います。

【対象事案】

- ◇男女共同参画の推進に関する県の施策や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策
 - → 申出について調査し、勧告、意見表明、助言を行います。
- ◇県内で発生した女性への暴力等人権侵害の事案で、直接具体的な被害や不利益を被り、相手方に改善を求めるもの
 - → 申出について調査し、助言及び是正の要望等を行います。

【申出のできる方】

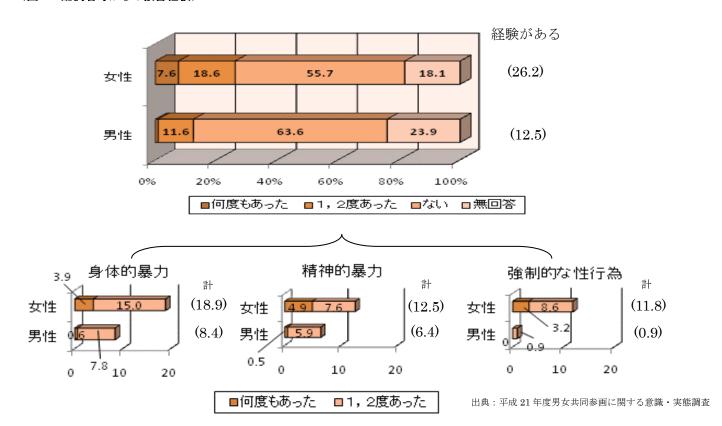
◇県内に住所を有する方のほか、県内に在勤、在学している方が申し出ることができます。

第2 DVの現状と計画推進の方向

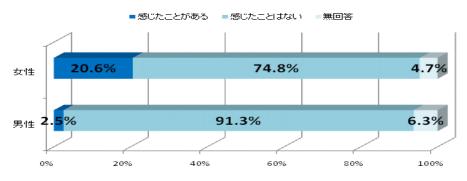
1 配偶者等からの暴力被害の状況

県が実施した「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、現在又は過去に配偶者・パートナーがいる(いた)人のうち、配偶者等からの何らかの暴力の被害経験のある人は、女性26.2%、男性12.5%となっており、女性では4人に1人が被害経験があると答えています。このうち、配偶者・パートナーから身体的暴力を受けた人は女性18.9%、男性8.4%、精神的暴力(精神的な嫌がらせや脅迫)を受けた人は女性12.5%、男性6.4%、性的強要を受けた人は女性11.8%、男性0.9%となっており、いずれも女性の割合が高くなっています。また、これらの被害経験があると回答した人のうち、女性の20.6%、男性の2.5%の人が「命の危険を感じた」と回答しています。

<図-1 配偶者等からの被害経験>



<図-2 命の危険を感じた経験>



2 被害者からの相談

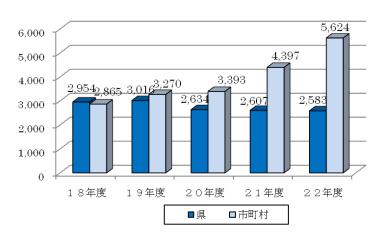
県では、被害者の相談、支援を、 婦人相談センター、県福祉事務所、 警察、市町村等で行っています。

このうち、県のDV相談件数は、 平成22年度2,583件となっ ています。また、市町村が受けた DVに関する相談の総計は、平成 22年度5,624件となってい ます。

県の「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によれば、女性の50.5%が「相談しようと思わなかった」、11.2%が「相談できなかった」と回答しており、潜在的な被害者が数多く存在することが考えられます。

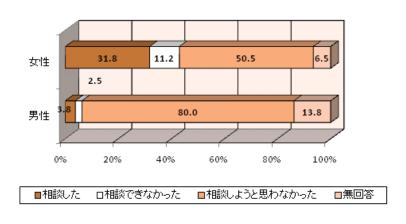
県では、被害者の事情に対応した 支援が円滑に進むよう、DVの特性、 二次的被害防止への配慮、被害者の 安全確保及びDV相談担当者の資質 の向上を図るため、実務的な研修を 実施しています。

<図-3 埼玉県のDV相談受付件数の推移>



県 :配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進センター 及び女性相談員が受けたDV相談件数の合計 市町村:DVに関わる総相談件数(全庁分)

<図-4 DVについての相談>



出典:平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査

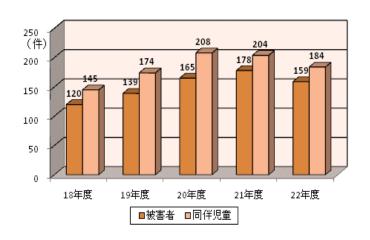
県に対する相談件数がここ数年横ばいなのに対し、市町村に対する相談件数は増加 しています。県では、引き続き、市町村の相談窓口の設置等に対する支援や情報提供、 圏域におけるネットワークづくりを積極的に行っていきます。

3 被害者の保護

被害者の一時保護件数は、民間シェルターなどへの委託も含め、 平成22年度159件となっています。また、被害者が同伴する子ども (同伴児)の数も増加傾向にあります。

被害者の一時保護にあたっては、 様々な事情に対応するため、県内外 の民間シェルターや社会福祉施設へ の一時保護委託、他県の施設との広 域相互利用などにより、安全な保護 先の確保に努めています。

<四-5 埼玉県のDV被害による一時保護者の推移>



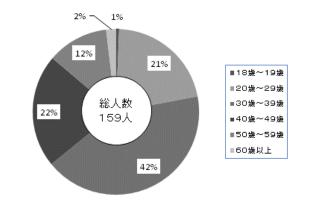
また、同伴児に対しては、保育やボランティア等による学習支援を実施しています。 同伴児は、DVの目撃等により心に傷を受けることが多いため、適切な心のケアを行い、健やかな成長を支援します。

● 平成22年度のDV被害者の一時保護状況

(1) 一時保護者の年齢別状況

一時保護者の年齢別状況は、30歳代が42%で最も多く、次いで40歳代が22%、20歳代が21%となっています。20歳代、30歳代を合わせると、全体の6割を占めています。

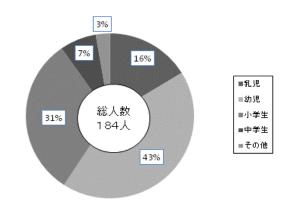
<図-6 一時保護者の年齢別状況(平成22年度)>



(2) 同伴児の年齢別状況

子どもを伴って入所する被害者は 6割程度で、同伴児の年齢区分をみ ると、乳幼児が全体の6割を占めて います。このほか、小学生31%、 中学生7%となっています。

子どもを伴って入所する被害者は <図-7 一時保護者の同伴児の年齢別状況(平成22年度)>



(3) 外国人一時保護者の国籍別状況

外国人一時保護者の国籍別状況をみると、フィリピン国籍の人が48%と最も多く、次いで中国籍24%、タイ国籍10%などとなっています。

外国人被害者の支援に当たっては、 在留資格や法律手続など複雑な対応が 必要となる場合が多いため、外国人支 援を行っている団体等と連携した支援 や、外国語通訳を介した相談を行って います。

5% 5% ■フィリピン ■中国 ■タイ ■台湾 ■10% 総人数 48% ■ パングラデネシュ

■モンゴル

■ベトナム

<四-8 一時保護者の国籍別状況(平成22年度)>

(4) 一時保護者の転居先の状況

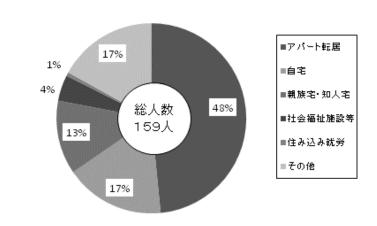
<四-9 一時保護者の転居先の状況(平成22年度)>

24%

一時保護者の退所後の転居先については、アパート転居が48%と最も多く、親族・知人宅への転居が13%、社会福祉施設等への入所が4%、住込み就労1%などとなっています。

転居に際しては、必要に応じて保護命令申立手続を行うなど、退所先での安全確保に配慮した支援を行っています。

一方で、自宅に戻った人が17% おり、この中には様々な事情により 自宅に戻ることを選ばざるを得な かった被害者も少なくありません。



その背景には、夫や子どもへの思い、経済的な不安感、地域のつながりや交友関係を断つことへの迷い、仕事や学校をどうするのかなど、被害者の様々な悩みや置かれた状況の厳しさがあると考えられます。その時どきの被害者の思いを受け止めながら、被害者が自らの意思で自らの行動を決定できるように、継続した支援を行っていくことが重要です。このため、関係機関との連携強化や、悩んでいる被害者の居場所づくりを進めていきます。

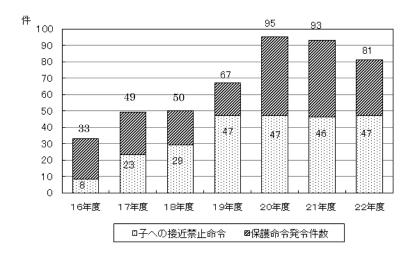
4 保護命令

さいたま地方裁判所管内で発令された保護命令件数は、平成22年度は81件となっています。平成13年の配偶者暴力防止法施行により始まった保護命令制度は、平成16年及び平成19年の法改正により、接近禁止命令の対象者の拡大や保護命令の対象となる行為等の拡大が図られており、保護命令件数も増加傾向にあります。

保護命令制度は、緊急的に被害者 や子どもの安全を図る上で、一時保 護と並んで有効な制度であること から、警察、裁判所等と連携し、 被害者への助言を積極的に行う必 要があります。

そのため、相談担当者が適切な 助言が行えるよう、保護命令制度 や申立の手続きについての、研修 を継続して行っていきます。

< 図-10 さいたま地方裁判所管内の保護命令発令件数及び 子への接近禁止命令件数>



5 自立支援

被害者の自立支援に当たっては、経済的な支援をはじめ、生活基盤を整えるため、 福祉、住宅、就業支援、児童の就学など各種制度の活用を図っています。

配偶者暴力相談支援センターでは、女性キャリアセンターとの連携により、一時保護中の被害者に対して、就職支援セミナーやキャリアカウンセリングを通じた就業支援を行っています。

被害者の生活再建に当たっては、被害者自身の心の回復が重要であることから、関係機関や民間団体と連携し、地域で継続した支援ができるよう、男女共同参画推進センターを活用した被害者への支援体制の整備について検討を進めていきます。また、一時保護施設退所者のうち継続的な支援が必要と思われる被害者については、被害者の安定的な自立に向け、市町村等関係機関と連携した支援を行っていきます。

6 関係機関との連携

県では、平成13年度に主要関係機関等による「DV対策関係機関連携会議」を設置し、平成14年度からは、さらに弁護士、医療関係者、民生委員・児童委員、民間支援団体等を加え、被害者が必要とする支援を円滑に行うための対応方法等の検討を行っています。

また、市町村において被害者に対する具体的な支援を行っていくため、DV防止基本計画の策定や、市町村庁内連携会議の設置促進のための支援をしています。

このほか、民間団体によるシェルター運営、被害者相談、DV防止普及啓発などの活動費の助成や「DV被害者支援ボランティア育成講座」の委託事業を通じ、民間団体を支援し、連携してDV対策を推進しています。

第3 計画の内容

1 重点施策

計画を推進するための実施施策の中から、重点的に取り組む施策として、次の 12の施策を「重点施策」として定め、積極的に推進していきます。

基本目標 | 暴力を許さない社会づくりの推進

重点1 教職員を対象としたデートDV防止指導の取組み強化 新規

高等学校等教職員に対するデートDV防止モデル講座の実施結果を踏まえ、県内の中学・高校等において、デートDV防止啓発を行うための教育実践資料を作成します。また、教職員がデートDV防止の指導方法やデートDVの当事者となっている生徒への対応方法を学べるよう、教職員を対象とした講座を実施します。

- 教職員向け教育資料の作成と普及
- 教職員向け指導講座の実施

年1回以上

※ 高等学校等において、教職員がデートDV防止講座を行う際に使用する指導 マニュアルを作成するとともに、教職員向け指導講座を年1回以上実施すること を目標としました。

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実

重点2 婦人相談センターの機能強化と入所者への支援体制の充実 一部新規

DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、婦人相談センターと 市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図りま す

入所者が同伴する児童に対して、言動等に現れる子どもの状況を踏まえた適切な心の ケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

- 婦人相談センターと関係機関等との連携強化による支援体制の充実
- 同伴児童の心のケアの充実
 - ※ 婦人相談センターの機能強化や入所者への支援体制の充実のため、市町村や関係機関 との連携体制づくりと、入所者が同伴する児童の心のケアを行う組織体制の充実を目標 としました。

重点3 若年者向けの相談体制等の充実 新 規

県男女共同参画推進センターにおいて、デートDV相談体制の充実を図り、デートDVが発生した場合の被害者に対する相談支援を行うとともに、保護者や教職員など関係者に対し、適切な対応についてのアドバイスを行います。また、インターネット相談の実施など若年者が相談窓口を利用しやすい環境を整えるとともに、デートDV防止啓発講座の開催などを通して、デートDV防止の取組みを進めます。

- デートDV相談体制の充実とデートDV防止への取組み強化
 - ※ 県男女共同参画推進センターにおける相談体制の充実と、デートDV防止の意識 啓発を目標としました。

重点4 民間シェルター等の整備促進

民間によるシェルター運営を支援するため、施設整備に対する財政的支援、運営面での助言・情報提供を行い、整備促進を図ります。

また、ステップハウス等の関連施設の運営を行う民間団体と協働し、被害者支援を進めます。

- 県内民間シェルターの数4か所 (平成23年度末) → 5か所 (平成28年度末)
 - ※ 新たな民間シェルターの開設(1か所)を目標にしました。

重点5 市町村のDV対策への支援 一部新規

市町村においては、被害者の具体的な支援策を協議・調整するため、庁内の関係課所が緊密に連携し、取り組む必要があります。また、DV施策の実施に関する基本的な計画の策定が努力義務として求められています。

このため、引き続き市町村における庁内DV対策連携会議の設置と円滑な運営を支援するとともに、市町村DV防止基本計画の策定に関して、助言や情報提供等による策定の促進を図ります。

さらに、配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村に対して、適切な助言と支援 を行い、設置の促進を図ります。

- 庁内DV対策連携会議を設置する市町村数39市町(平成22年度末) → 全市町村(平成28年度末)
- DV防止基本計画の策定市町村数 25市町(平成22年度末) → 全市町村(平成28年度末)
- 配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村数3市(平成23年4月1日現在) → 13市(平成28年度末)
 - ※ 被害者の支援には関係機関の連携が不可欠なため、市町村の体制づくりへの支援を 目標としました。

重点6 二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化

職務関係者に対し、各機関の会議や研修会の場を活用して、DVの特性、二次的被害防止のために配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行について、実務的な研修を行います。

被害者支援の中心的な役割を担う警察、保健、福祉、教育関係機関の研修にDV問題を導入するとともに、子どもがいる家庭の場合、DVは児童虐待にも当たることから、 児童福祉分野と連携した研修会を行います。

■ 巡回教養研修を実施 全警察署

※ 被害者から直接相談を受ける事が多い警察職員に対し、DVの研修を継続的に 行うことを目標としました。

基本目標 || 安心して生活再建するための自立支援の充実

重点7 サポートグループ等による自立支援の充実 一部新規

被害者に対し、心のケアや孤立しないための居場所の提供、自立に関する情報の提供等による継続した支援を行うため、県男女共同参画推進センターにおいてグループ相談会や個別面接相談を行うとともに、必要に応じて、センターが行う様々な自立支援事業への参加を促します。

■ 県男女共同参画推進センターでのグループ相談

シリーズ講座 年2回以上

※ 県男女共同参画推進センターで、被害者の継続的な自立支援を行っていく こととし、グループ相談会の開催を目標にしました。

重点8 就業支援・職業訓練施策による支援

県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター)は、被害者に対して女性キャリアセンターと連携を図り、就業支援を行います。

- 県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター)での就業支援 女性チャレンジ支援講座への参加支援 就職支援セミナー及び個別相談(キャリアカウンセリング)の実施 月1回
 - ※ 被害者が一時保護期間中に、一度はセミナーやキャリアカウンセリングを受けることができるよう目標としました。

重点9 安定的な自立に向けての継続的支援 新 規

被害者の安定的自立に向け、市町村等関係機関と連携し、被害者を見守り、継続的な支援を行います。

■ 市町村等関係機関との連携強化による継続的支援

※ 被害者の安定的な自立を図るため、関係機関の連携の下、継続して支援を 行うことを目標としました。

基本目標N 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

重点10 虐待の早期発見・早期対応の推進

要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行う市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を支援し、配偶者暴力相談支援センター等DV被害者支援関係機関と連携して、地域における対応の強化を図ります。

■ 市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運営支援と活用

重点11 被害者が同伴する子どもへの支援体制の充実 新規

婦人相談センターに入所する被害者が同伴する子どもについて、言動等に現れる子ど もの状況を踏まえた適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

また、同センターにおける心のケア対策の結果について、関係機関との情報の共有化 を図ります。

■ 同伴児童の心のケアの充実 (再掲)

※ 婦人相談センターの被害者支援体制の充実として、同伴児童の心のケアを行う組織体制の充実を目標としました。

基本目標 V 民間団体との連携・協働の推進

重点12 事業活動への支援

被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援が行えるという民間団体の特性を生かした支援活動が安定した経営基盤のもとで継続できるよう、活動費を助成します。また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等、必要な支援を行います。さらに、民間団体と連携した同行支援やサポートグループ等の被害者支援方策の検討など、取組みの充実に向けて、民間団体交流会等による意見交換を行います。このほか、DV被害者支援情報、研修機会等の情報、県が行う民間団体を対象とした事業の情報など、関連する情報提供を行います。

■ 民間団体交流会の開催 年2回

■ 民間団体への情報提供 月1回以上

※ 民間団体のノウハウや人材を活かし、相互に補完し連携することが重要である ため、県が中心となって交流会や情報提供を行います。

2 施策体系

基本目標 施策の方向 実 施 施 策 ①DV防止に係る広報・意識啓発 県民への意識啓発 と地域における理解の促進 ②人権啓発の推進 ①人権教育の推進 暴力防止に向けた学校教育等 暴力を許さない社会 ②非行防止教室の開催 づくりの推進 の推進 ③適切な性に関する指導の推進 ④教員等に対する研修 ①デートDV防止啓発の推進 3 若年者に対する予防啓発の推進 ②教職員を対象としたデートDV防止指導の 取組み強化(重点1) ③若年者向けの相談体制等の充実(後出) ①医療関係者向けの広報・意識啓発 ②保健や福祉に関する業務を通じた被害者の 1 早期発見のための取組強化 発見の促進 ③民生委員・児童委員等への広報や研修の実施 ①適切な対応策の助言と援助の実施 2 警察における被害防止活動 ②加害者への指導・警告・検挙その他の適切な措置 の推進 ③警察職員に対する研修の強化 ①婦人相談センターの機能強化と入所者への支援体制 の充実(重点2) ②県男女共同参画推進センターの相談・支援機能 3 相談体制の充実 ③県福祉事務所の相談・支援機能の強化 ④市町村における配偶者暴力相談支援センターの 設置支援 Ⅱ 被害者の安全確保 ⑤女性相談員の専門性の向上 と支援体制の充実 ⑥民間団体における相談の実施支援 ⑦DV相談共通シートの活用 ⑧若年者向けの相談体制等の充実(重点3) ①一時保護機能の充実 ②夜間・休日等の緊急保護体制の強化 ③民間シェルター等の整備促進(重点4) 保護体制の充実 ④広域的な保護の実施 ⑤長期的支援を要する入所者支援のあり方の検討 ⑥ステップハウスの整備等の検討 ①外国人への支援 5 外国人、障害者、高齢者への ②障害者への支援 配慮 ③高齢者への支援 ①県域ネットワークの充実 6 関係機関の支援ネットワーク ②市町村のDV対策への支援(重点5) の充実 ③地域ネットワークの構築 ①専門研修の充実 職務関係者の配慮と資質の向上 ②二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化 (重点6) ③地域別事例検討会の実施

19

④DV相談ハンドブックの改訂と活用

		① 周
		①県営住宅の期限付入居制度等の実施
Г	1 住宅の確保に関する支援	②市町村営住宅における協力要請
		③民間住宅に対する働きかけ
		④民間賃貸住宅への入居支援
	2 心の回復に関する支援	①継続的な心のケアの実施体制の検討
		②サポートグループ等による自立支援の充実(重点7)
		↑〒/田本夏上村=戦十-坂 L、A /
		①配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供 ②企業への働きかけ
	3 就業に関する支援	③母子福祉センターにおける就業支援
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		④就業支援・職業訓練施策による支援(重点8)
するための目立支		
援の充実		⑤転居先の保育所の優先随時入所の取扱い
V		①生活保護の実施責任の明確化と適切な保護の実施
		②子育てに関する経済的支援
	—— 4 経済的な支援	 ③経済的支援制度に関する周知
		④国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知
		⑤介護保険に関する取扱いの保険者への周知
		①住民基本台帳制度等におけるDV被害者
	5 被害者に関する個人情報の保護	保護のための支援措置の周知と適切な運用
	L	②関係機関における個人情報の適切な管理
	6 司法手続に関する支援	①司法手続に関する支援
		① 中広士祢に関する又抜
	7 地域における支援協力者の育成	①被害者支援ボランティアの育成
		②民生委員・児童委員等への広報や研修の実施(再掲)
	8 継続した支援	①安定的な自立に向けての継続的支援(重点9)
		②民間団体と連携・協働しての継続的支援
		①虐待の早期発見・早期対応の推進(重点10)
	1 早期発見と安全確保	②教員、保育従事者への研修の実施
	L] ③被害者が同伴する子どもの一時保護
		(A7154 a) a 4 744 a + th
│ Ⅳ 子どもの安全確保	2 心身の健やかな発達への支援	①子どもの心のケア対策の充実
と健やかな成長へ		②被害者が同伴する子どもへの支援体制の充実
の支援		(重点11)
	3 保育・就学・学習支援	①転居先の保育所の優先随時入所の取扱い(再掲)
	一 3 休月・枞子・子首又抜	②転校先、居住地等の情報の適切な管理・就学
		についての情報提供
		③一時保護所における学習支援
		①民間団体との連携の推進
V 日間日井 5 5 本典	1 民間団体との連携・協働の推進	②専門的知見の活用・事業の協働実施
V 民間団体との連携 	-	③民間団体及び支援者等の安全確保
ind (3) V 1 E K		①事業活動への支援(重点12)
	2 民間団体の育成・支援	②人材育成に関する支援
		③民間シェルター等の整備促進(再掲)
		①外国籍女性と子どもへの支援のあり方や
VI 施策の推進に必要		関係法制の研究
な調査・研究	1 調査・研究の実施	②DV被害者とその子どもの心理的支援に関する
SWIE MIJU	L	調査研究
		③DV被害の実態と支援に関する分析調査
	20	④加害者対策の推進体制に関する研究
	-	

3 基本目標と実施施策

基本目標 | 暴力を許さない社会づくりの推進

DVの被害者は多くの場合女性であり、これまで家庭内の問題として見過ごされ、潜在化してきました。その背景には、男女の固定的な役割分担意識や女性の自立の困難さ、暴力を容認しがちな社会風潮などがあります。暴力と認識される行為については、県の「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、夫婦間において「平手でぶつ」、「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合は、それぞれ81%、56%となっており、行為によっては、暴力に当たるとの認識が依然として低いものも見られる状況にあります。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識を広く社会に徹底するとともに、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の視点にたった人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。

また、若年者に対しては、お互いに相手を尊重する関係を築く教育を通じた予防のため の取組みを推進します。

1 県民への意識啓発と地域における理解の促進

- 現状と課題-

配偶者暴力防止法の施行後、DVについての周知度は高まっていますが、その背景となる性別による固定的な役割分担意識や力で人間関係をコントロールしようとする考え方などは依然として根強く残っています。

本県では、DVを防止するため、普及啓発資料の作成配布、県の広報紙への掲載、 DV防止フォーラムの開催、各種講演会、研修会、出前講座等を通じて啓発を行っ てきました。

県民の一人一人がDVについて理解を深め、暴力の潜在化を防ぐとともに、一人で悩んでいる被害者に相談窓口などの情報が提供できるよう、地域、職域におけるきめ細かな広報・意識啓発が必要です。

【実施施策】

① DV防止に係る広報・意識啓発

- ア 県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビ等のメディア、リーフレット等を 活用して広くDVに関する啓発を行い、DV防止の意識づくりやDVに当たる暴 力の周知に努めます。 (男女共同参画課)
- イ 県男女共同参画推進センターを中心にDV防止フォーラムやセミナーなどを開催するとともに、広報誌等で意識啓発に努めていきます。警察においては防犯講習などを活用して、DV防止と相談窓口の広報・啓発活動を行います。

(男女共同参画課、生活安全企画課)

- ウ 県民生活に密着した場でのきめ細かな広報・啓発活動を行うこととし、地域や 職域等においてDV防止出前講座を実施します。 (男女共同参画課)
- エ 市町村においてもDV防止啓発に積極的に取り組むよう働きかけます。

(男女共同参画課)

② 人権啓発の推進

- ア 男女の人権の尊重と女性に対する暴力についての認識を深めるため、県男女共同 参画推進センターにおいて、県民、企業、行政職員、教員等を対象とした意識啓 発事業を継続的に実施します。 (男女共同参画課)
- イ 各業界団体・企業経営者及び県・市町村の人権啓発担当者等を対象にした各種 研修会においてDV問題を取り上げるよう努めます。

(男女共同参画課、人権推進課)

2 暴力防止に向けた学校教育等の推進

_ 現状と課題_

埼玉県人権教育推進プランに基づいて、人権尊重の意識を高める教育を推進しています。また、各学校では、非行防止教室等を通じて、規範意識の醸成や人を思いやる豊かな心の育成を図り、児童・生徒の暴力防止に向けた取組を推進しています。

また、男女平等教育資料を中・高校生向けに作成・配布し、DV防止の視点を踏まえた人権教育や暴力によらない問題解決の方法を習得させる教育を推進しています。さらに、教員を対象とした暴力防止をはじめとする人権教育研修の充実を図ります。

【実施施策】

① 人権教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成の促進に 努め、DV防止についても生徒の発達段階に応じて計画的に扱っていきます。

また、自分の人権を守り、他者の人権を守るため、自分の気持ちを言葉で表現するなどの実践行動がとれるよう、人権感覚育成プログラムの普及を図り、各学校における人権教育の充実を目指します。

(人権教育課、男女共同参画課)

-*人権感覚育成プログラム ――

体験活動や参加体験型の学習活動を通して児童生徒の人権感覚をはぐくむ ために、埼玉県教育委員会が作成したプログラム。

② 非行防止教室の開催

学校教育現場において、保護者、地域、警察等の関係機関との連携により、非行防止教室を開催し、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、いじめや暴力行為などの非行・問題行動の根絶及び犯罪防止意識の高揚を図ります。 (生徒指導課)

③ 適切な性に関する指導の推進

学校の教育活動全体を通じて、学習指導要領に基づいて、発達段階に応じた性に関する指導を家庭・地域と連携して推進します。

(保健体育課)

④ 教員等に対する研修

県公立学校、私立学校及び幼稚園の教員や保育所の保育士を対象としたDVを含む人権教育研修会の充実を図るとともに、各種研修会の場を活用して、DVに関する情報提供や学校等における子どもの安全対策等について周知徹底を図ります。

(人権教育課、学事課、子育て支援課、男女共同参画課)

3 若年者に対する予防啓発の推進

── 現状と課題──

DVは配偶者間だけでなく、若い恋人の間でも同じように発生しており、若い恋人間で起きるDVは「デートDV」と呼ばれています。DV相談においても、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

DVを未然に防止するためには、若年者の男女がお互いに相手を尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を醸成する啓発を図る必要があります。

県では、デートDVを防止するため、県内の全高等学校において普及啓発資料を利用した啓発活動を行ったほか、生徒や教員を対象としたデートDV防止講座をモデル的に行ってきました。

【実施施策】

① デートDV防止啓発の推進

男女がお互いに相手を尊重する関係を築き、デートDVを防止するため、若年者に対する予防啓発の取組みを実施します。県男女共同参画推進センターにおいては、情報ライブラリーやヤングキャリアセンターの利用者など、来所する若年層の意識啓発を進めるほか、県内大学等に対し予防啓発資料を配布し、デートDVの知識と相談窓口の周知を図ります。

(男女共同参画課、就業支援課)

② 教職員を対象としたデートDV防止指導の取組み強化 【重点1】 新 規

高等学校等教職員に対するデートDV防止モデル講座の実施結果を踏まえ、県内の中学・高校等において、デートDV防止啓発を行うための教育実践資料を作成し

ます。また、教職員がデートDV防止の指導方法やデートDVの当事者となっている生徒への対応方法を学べるよう、教職員を対象とした講座を実施します。

- 教職員向け教育資料の作成と普及
- 教職員向け指導講座の実施

年1回以上

(男女共同参画課、人権教育課)

③ 若年者向けの相談体制等の充実(後出 Ⅱ-3-8)

県男女共同参画推進センターにおいて、デートDV相談体制の充実を図り、デート DVが発生した場合の被害者に対する相談支援を行うとともに、保護者や教職員など 関係者に対し、適切な対応についてのアドバイスを行います。また、インターネット 相談の実施など若年者が相談窓口を利用しやすい環境を整えるとともに、デートDV 防止啓発講座の開催などを通して、デートDV防止の取組みを進めます。

■ デートDV相談体制の充実とデートDV防止への取組み強化

(男女共同参画課)

基本目標 || 被害者の安全確保と支援体制の充実

DVは、身近にある重大な人権侵害であり、犯罪ともなる行為です。

現在、県内では、被害者やその同伴家族の安全を確保し支援するために、県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター)、県福祉事務所、市町村、警察等が協力、連携して、被害者からの相談受付や情報提供、24時間体制の一時保護に当たっています。また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、早期発見にも取り組んでいます。

被害者の支援に当たっては、被害者の意思を尊重し、より的確な対応を行うために、引き続き相談及び保護体制の整備・充実を図っていきます。

なお、家庭にとどまる被害者の安全確保と必要な支援を行うよう配慮します。

1 早期発見のための取組強化

── 現状と課題──

医療機関はDVが発見されやすい場所であることから、県では医療関係者向けのリーフレットを作成し、通報の促進を図ってきました。

また、福祉・保健関係の業務は家庭に接触する機会が多く、DVを発見する可能性が高いことから、県では研修会への講師の派遣や研修会における啓発・情報提供を行ってきました。引き続き、これらの職務関係者が早期に被害者を発見し、的確にDVに関する情報提供や支援を行うことが必要です。

【実施施策】

① 医療関係者向けの広報・意識啓発

医師会、歯科医師会、看護協会などと連携し、各種研修会や会議などを活用して、 配偶者暴力防止法及び医療スタッフの役割について広報します。

また、DVを早期に発見するための問診(スクリーニング)の方法や診療環境の整備、被害者への情報提供の方法、他の支援機関との連携方法など、医療機関に対する意識啓発を行います。 (男女共同参画課)

② 保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進

保健師、生活保護ケースワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、ヘルパー、ケアマネージャーなど業務を通じてDVを発見しやすい立場の職員を対象に職域の研修を活用し、DVに関する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行います。 (男女共同参画課、保健医療政策課、社会福祉課、高齢介護課)

③ 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施

民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに係る実態把握や被害者から 相談があった場合の関係機関との連携など具体的な対応方法について情報提供しま す。

また、県配偶者暴力相談支援センターは、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員連合会と連携してDVに関する情報や対応について広報や研修を行います。

(社会福祉課、男女共同参画課)

2 警察における被害防止活動の推進

現状と課題-

被害者の要望等に基づき、一時避難の方法や相談窓口などの情報提供、必要に 応じて関係機関への連絡やパトロールを実施するとともに、法に基づく援助の申 出を受けた場合は必要な援助を行っています。また、現に暴力が行われていると 認められる場合は、被害者の安全を第一として、暴力の制止や被害者の保護を行 うほか、被害者の意思を尊重して加害者への指導・警告、検挙を行っています。

【実施施策】

① 適切な対応策の助言と援助の実施

被害者をはじめ、その支援者の安全確保を最優先に、一時避難や保護命令制度の 説明を行うとともに、関係機関と連携して被害者の個別事情に応じた対応策を助言 します。また、被害者の申出に応じた必要な支援やパトロールを行います。

なお、女性職員が対応できるよう、警察安全相談担当者への女性職員の配置を促進します。 (生活安全企画課)

② 加害者への指導・警告・検挙その他の適切な措置

犯罪行為に該当する場合は、厳正な対処を行うことを基本とし、被害者の安全確保を図り、被害者の意思を尊重した上で、加害者に対する指導・警告及び検挙を行います。 (生活安全企画課)

③ 警察職員に対する研修の強化

警察安全相談窓口担当者に対する研修を充実するとともに、警察署への巡回教養等を通じて、全職員に対してDV及び男女共同参画について継続的に研修を行います。 (生活安全企画課)

3 相談体制の充実

現状と課題

平成13年配偶者暴力防止法の施行により、平成14年4月1日から婦人相談 センターを配偶者暴力相談支援センターと位置付け、新たにDVの専門相談を開始しました。

また、県内4か所の県福祉事務所を相談・支援機関と位置づけているほか、県 男女共同参画推進センターにおいても、DV相談に応じています。

被害者からの相談に対応するとともに、転居先での継続した支援を円滑に実施するため、配偶者暴力相談支援センターを核とした全県的な相談・支援ネットワークを構築する必要があります。

また、平成19年配偶者暴力防止法の改正により、市町村において基本計画の 策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたことから、計画策 定やセンターの設置を働きかけ、支援するとともに、身近な相談窓口である市町 村の相談体制の充実を支援しています。

なお、相談員は職務の特性から職務遂行の過程で孤立しやすく、支援に際しては組織的な対応をとる体制が必要です。また、燃え尽きや代理受傷など心身の健康が損なわれることがあるため、ケース会議、スーパービジョンを活用したバックアップ体制をとることが重要です。県では、相談事例集の作成、相談員及びスーパーバイザーの派遣等により、市町村における相談体制の充実や相談員の支援を行っています。

-*スーパービジョン -

熟練した指導者が、事例の担当者である相談員などに、示唆や助言を与えながら行う教育のこと。

【実施施策】

- ① 婦人相談センターの機能強化と入所者への支援体制の充実 【重点2】 一部新規
 - ア 婦人相談センターの緊急一時保護施設を活用し、緊急保護の充実を図ります。
 - イ 被害者の相談から保護までのワンストップ化が図れるように、引き続き相談部 門と保護部門の連携強化を図ります。
 - ウ 婦人相談センターは、県の中核となる配偶者暴力相談支援センターとして、広 域連携を含めた総合調整機能を担います。
 - エ 市町村、県福祉事務所など地域の相談窓口や民間団体に対する助言・情報提供、 研修機会の提供、地域支援ネットワーク構築の支援、困難事例のコーディネート、 事例検討などを実施することとし、相談員の専門性やソーシャルワーク能力の向 上を図ります。
 - オ DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、婦人相談セン

ターと市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の 充実を図ります。

- カ 入所者の自立活動に関して、必要に応じ、市町村とも連携しながら同行支援を行います。
- キ 入所者が同伴する児童に対して、言動等に現れる子どもの状況を踏まえた適切な 心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。
- ク 相談対象を配偶者からの暴力に限定せず、交際相手からの暴力にも対応します。
 - 婦人相談センターと関係機関等との連携強化による支援体制の充実
 - 同伴児童の心のケアの充実

(男女共同参画課)

② 県男女共同参画推進センターの相談・支援機能の強化

- ア 県男女共同参画推進センターを県の配偶者暴力相談支援センターと位置づけます。 イ 男女共同参画に係る県内市町村相談員の資質向上のため、研修・情報交換会を開 催し、被害者支援の充実を図ります。
- ウ 情報ライブラリーの運営や各種講座の実施、県民の自主的な活動の場としての県 男女共同参画推進センターの特性を活かし支援の充実に結びつけるとともに、セン ターにおける女性のチャレンジのための様々な事業の利用、併設の就労支援施設(女 性キャリアセンター、ヤングキャリアセンター埼玉及び中高年就職活動支援コー ナー埼玉)との連携により、多方面に渡る被害者の自立を支援します。
- エ 若年者からの相談窓口の充実を図ります。
- オ 男女共同参画に関する男性専用の電話相談窓口の開設について検討します。
- カ 大規模災害が発生した場合、県男女共同参画推進センター相談窓口においてDV 相談を行うとともに、状況に応じた適切な支援を受けられるよう案内します。

(男女共同参画課)

③ 県福祉事務所の相談・支援機能の強化

県福祉事務所を圏域におけるDV相談・支援機関として位置づけているところですが、県民の利便性の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センターとすることについて、今後の市町村との役割分担も踏まえ、必要な人員体制及び業務運営体制などを検討します。 (男女共同参画課、福祉政策課)

④ 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置支援

配偶者暴力相談支援センターの設置を検討する市町村に対し、相談員研修の実施 支援、業務運営に必要な情報・ノウハウの提供、助言、スーパーバイザーの派遣、 ネットワーク会議の設置・運営支援などを行います。

(男女共同参画課)

⑤ 女性相談員の専門性の向上

女性相談員の専門性とソーシャルワーク能力を高めるため、女性相談員研修や事例検討会議の充実を図るとともに、他機関の研修・会議への派遣、女性相談員連絡協議会による自主研修への支援を行います。 (男女共同参画課、少子政策課)

⑥ 民間団体における相談の実施支援

被害者の個別事情などにより、公的機関以外での相談を希望する場合もあること から、民間団体における相談の実施について、人材育成など必要な支援を行います。 (男女共同参画課)

⑦ DV相談共通シートの活用

被害者が関係機関の窓口ごとに事情説明する負担を軽減し、二次的被害を防止することを目的として作成したDV相談共通シートの活用を図り、関係機関相互の情報共有による被害者支援の迅速化を図ります。また、その際、個人情報の管理を適切に行うよう徹底します。

(男女共同参画課)

⑧ 若年者向けの相談体制等の充実 【重点3】新 規

県男女共同参画推進センターにおいて、デートDV相談体制の充実を図り、デートDVが発生した場合の被害者に対する相談支援を行うとともに、保護者や教職員など関係者に対し、適切な対応についてのアドバイスを行います。また、インターネット相談の実施など若年者が相談窓口を利用しやすい環境を整えるとともに、デートDV防止啓発講座の開催などを通して、デートDV防止の取組みを進めます。

■ デートDV相談体制の充実とデートDV防止への取組み強化

(男女共同参画課)

4 保護体制の充実

- 現状と課題-

被害者の一時保護は、婦人相談センターで実施するほか、広域にわたる保護や被害者の状況に応じた対応を行うため、県内外の民間シェルターや社会福祉施設にも委託して保護先を確保しています。

配偶者暴力防止法の施行以後、保護を必要とする被害者は増加しており、最近の傾向として、子どもと一緒に保護を希望する方が多くなっています。また、障害のある方、外国籍の方、精神的なケアが必要な方など、保護に当たって特別な配慮を必要とする被害者も増加しています。これまでの保護施設の設備、人員体制では対応が難しくなっており、長期的な対策も含めて体制整備が必要となっています。

【計画期間中に実施する施策】

① 一時保護機能の充実

ア 一時保護所において、保護された被害者及び同伴児童に対する適切な処遇が行 えるよう組織を整備します。特に同伴児童に対して、言動等に現れる子どもの状 況を踏まえた適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

(男女共同参画課)

- イ 緊急一時保護室を活用し、DV被害者の安全・安心を図りながら迅速に必要な 保護を行います。 (男女共同参画課)
- ウ 民間シェルター及び社会福祉施設の機能を活用し、被害者の特性に応じた一時 保護を行うと共に、連携強化を図り適切な支援を行います。 (男女共同参画課)
- エ 本県独自の事業として、引き続き母子緊急一時保護事業の充実を図ります。

(こども安全課)

② 夜間・休日等の緊急保護体制の強化

ア 夜間・休日において、被害が急迫している場合、緊急の保護に対応できるよう 警察と県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター)との連携により、引き 続き24時間対応を行います。

また、的確な保護を行うため、地域ごとの関係機関連絡会議で連絡体制の確立 を図ります。 (男女共同参画課、警務課、生活安全企画課)

- イ 深夜などの緊急の保護に対応するため、公費負担による一時避難場所を確保した 上での保護や、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと協働したホテル等宿泊 施設での保護を行います。 (男女共同参画課、警務課、生活安全企画課)
- ウ 市町村が宿泊施設等を利用して緊急時の安全確保を行えるよう、助言や情報提供 を行います。 (男女共同参画課)

③ 民間シェルター等の整備促進 【重点4】

民間によるシェルター運営を支援するため、施設整備に対する財政的支援、運営 面での助言・情報提供を行い、整備促進を図ります。

また、ステップハウス等の関連施設の運営を行う民間団体と協働し、被害者支援を進めます。

■ 県内民間シェルターの数 4か所 → 5か所

(男女共同参画課)

-*ステップハウス

シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移かない被害者が、心のケアや自立の準備をするための中間的な施設のこと。

④ 広域的な保護の実施

加害者の追及が激しく、県内では被害者の安全確保が図れない場合等においては、 県域を越えた広域的な対応により、他の都道府県の婦人相談所又は母子生活支援施設 への保護依頼を行うこととし、必要な情報収集に努めます。

(男女共同参画課、こども安全課)

【中・長期的に検討が必要な施策】

⑤ 長期的支援を要する入所者支援のあり方の検討

婦人相談センターの利用状況の変化への対応と一時保護機能の充実を図るため、 婦人相談センターに併設されている婦人保護施設のあり方について、望ましい利用形態を調査・研究します。 (男女共同参画課)

⑥ ステップハウスの整備等の検討

一時保護所を退所した後に心のケアや生活支援を受けながら、本格的な自立に向けた準備期間に滞在する施設として、ステップハウスの整備及び運営のあり方について調査・研究します。また、ステップハウスの運営を行う民間団体を支援するとともに県営住宅等退所先住戸のステップハウス的利用などの方法も含めて、民間団体と連携した退所者支援のあり方について検討します。 (男女共同参画課)

5 外国人、障害者、高齢者への配慮

現状と課題 ---

外国人被害者は、言葉や文化の違いが障害になり、社会の中で孤立しやすく、相 談窓口の存在も知らない状況にあります。また、実際の支援にあたって、在留資格、 法律手続、自立支援策など、複雑で対応困難な場合が少なくありません。

こうしたことから、外国語によるリーフレットを作成したり、国際交流・外国人 支援を行っているNGOと連携した相談・支援を行っています。

また、障害者や高齢者については、DVが潜在化しやすい傾向にあるため、障害者や高齢者の相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めるとともに、各福祉分野と連携して速やかに支援することも重要です。

【実施施策】

① 外国人への支援

ア 外国人への支援を行っているNGOと連携し、外国語リーフレットの作成及び活用、相談窓口の広報、外国語通訳ボランティアを介しての相談を実施します。 また、同じ国籍の人が支援に当たることが、被害者の精神的なサポートにつながることから、外国人住民の支援ボランティアの育成に努めます。

(男女共同参画課)

イ 外国人生活相談の中でDV被害者へ適切な助言が行えるよう、相談員に対し、 DVの特質、法制度、活用できる社会資源に関する知識や支援のための連携、 ソーシャルワーク技術に関する専門的研修を実施するほか、外国人住民の支援な どを行うNGOとの連携強化を図ります。 (国際課)

② 障害者への支援

- ア 視覚障害者に対しては、点字訳版のリーフレットを活用し、相談情報の提供に 努めます。聴覚障害者に対しては、手話通訳の確保、FAX、メールによる相談 を行います。 (男女共同参画課)
- イ 権利擁護センターで実施している障害者のための権利擁護相談の中で受けたDV 相談については、状況に応じて、配偶者暴力相談支援センター等関係機関を紹介 するなどの支援を行います。 (障害者福祉推進課)
- ウ DV相談の経過中に精神疾患的な問題が認められた場合の精神保健福祉相談に ついては、精神保健福祉センター及び保健所における相談支援体制の充実を図り ます。 (保健医療政策課、障害者福祉推進課)
- エ 障害のある方の保護については、市町村、福祉事務所及び保健所と連携して短期入所の利用や障害者支援施設への入所が円滑に行えるようにします。

(男女共同参画課、障害者自立支援課)

③ 高齢者への支援

- ア 高齢者虐待の事例に接する機会が多いヘルパー、ケアマネージャー等の福祉関係者を対象とした意識啓発や事例検討会の開催などにより、発見・通報の促進を図ります。 (男女共同参画課、高齢介護課)
- イ 高齢の被害者が適切な支援を受けられるよう、高齢者虐待に関する施策との連携を図ることとし、市町村や地域包括支援センターの職員に対して、「高齢者虐待対応の手引き」を活用した研修会を開催するなど、市町村の虐待対応体制の整備を支援していきます。 (高齢介護課
- ウ 介護を要する高齢者が被害を受けた場合に、老人福祉法のやむを得ない措置の 活用等により、短期入所生活介護の利用や特別養護老人ホームへの入所が円滑に 行えるように市町村を支援します。 (高齢介護課)

6 関係機関の支援ネットワークの充実

── 現状と課題─

被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するためには、配偶者暴力防止法に規定された機関をはじめ、被害者支援を行うその他の関係機関及び民間団体が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携しながら取り組む必要があります。

県では、平成13年度から「埼玉県DV対策関係機関連携会議」を設置し、「DV相談ハンドブック」を作成するほか、情報交換や協議を通じて情報の共有化、連携体制の強化を図っています。

また、市町村においては、被害者にとって最も身近な行政機関として、施策の立案・調整機能と併せて、個別的な事案に対してコーディネート機能を発揮していく必要があります。このため、県内の市町村が庁内関係課所及び地域関係機関による連携会議を設置し、きめ細かな支援ネットワークを構築することが重要です。県では市町村を対象とした「庁内DV対策連携会議設置・運営の手引」を作成し、市町村における会議の設置と円滑な運営を支援しています。

【実施施策】

① 県域ネットワークの充実

「埼玉県DV対策関係機関連携会議」は、県域をカバーするネットワークとして、各機関における支援内容や機関相互の連携方法について確認・協議し、「DV相談ハンドブック」の改訂や各機関の連携の徹底、取組の強化など、施策の円滑な実施に向けた調整を図っていきます。 (男女共同参画課)

② 市町村のDV対策への支援 【重点5】 一部新規

市町村においては、被害者の具体的な支援策を協議・調整するため、庁内の関係課所が緊密に連携し、取り組む必要があります。また、DV施策の実施に関する基本的な計画の策定が努力義務として求められています。

このため、引き続き市町村における庁内DV対策連携会議の設置と円滑な運営を支援するとともに、市町村DV防止基本計画の策定に関して、助言や情報提供等による策定の促進を図ります。

さらに、配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村に対して、適切な助言と支援を行い、設置の促進を図ります。

- 庁内DV対策連携会議を設置する市町村数39市町(平成22年度末) → 全市町村(平成28年度末)
- DV防止基本計画(※)の策定市町村数 25市町(平成22年度末)→ 全市町村(平成28年度末)
- 配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村数 3市(平成23年4月1日現在) → 13市(平成28年度末)

※市町村DV防止基本計画は、単独での策定のほか、男女共同参画計画等に盛り込む形での策定も可能です。 (男女共同参画課)

③ 地域ネットワークの構築

市町村が地域の関係機関との連携体制を構築できるよう、県配偶者暴力相談支援センターは、県福祉事務所と協力して、活用できる社会資源等の情報共有化、機関相互の協力体制、個別事案への対応などの支援を行い、広域的な連携を推進します。また、他の都道府県の支援に関する情報を収集し、必要に応じて連携を図りながら対応します。

(男女共同参画課)

7 職務関係者の配慮と資質の向上

現状と課題

DV相談担当者の資質の向上を図るため、専門研修として相談担当者研修、女性相談員研修を実施しています。また、市町村の相談担当者の支援として、スーパーバイザーを派遣しています。このほか、被害者支援に職務上関係する職員(職務関係者)に対しては、それぞれの機関が主催する研修会等においてDVの特性と配慮すべき事項、職務執行上の情報提供を行うほか、地域別事例検討会を開催しています。

また、知識や技術の習得をはじめ、二次的被害防止の視点、相談員の燃え尽きや 代理受傷など心身の健康への配慮の視点も含め、更に研修の充実を図る必要があり ます。

【実施施策】

① 専門研修の充実

DV相談担当者研修や女性相談員研修について研修効果を検証し、相談員の心身の健康の視点も踏まえて研修内容の充実を図ります。 (男女共同参画課、少子政策課)

② 二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化 【重点6】

職務関係者に対し、各機関の会議や研修会の場を活用して、DVの特性、二次的被害防止のために配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行について、実務的な研修を行います。

被害者支援の中心的な役割を担う警察、保健、福祉、教育関係機関の研修にDV 問題を導入するとともに、子どもがいる家庭の場合、DVは児童虐待にも当たるこ とから、児童福祉分野と連携した研修会を行います。

■ 巡回教養研修を実施 全警察署

(男女共同参画課・各課所)

③ 地域別事例検討会の実施

関係機関のネットワーク構築支援と連動して職務関係者の資質の向上を図るため、県配偶者暴力相談支援センターは県福祉事務所と協力して、圏域別に事例検討会を実施するほか、必要に応じて市町村単位の事例検討会の開催、実務担当者研修、講師の派遣を行います。 (男女共同参画課)

④ DV相談ハンドブックの改訂と活用

相談担当者向けの対応マニュアル「DV相談ハンドブック」を随時改訂するとともに、職務関係者研修等での活用を図ります。 (男女共同参画課)

基本目標 || 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住宅の確保、 経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要となります。

現在、被害者の自立支援に当たっては、母子家庭等に対する支援制度や生活保護制度などの活用を図っていますが、既存の制度では対応が困難な場合もあります。住民票を異動できない、離婚が成立しない、頼れる親族や知人がいないなど、被害者の置かれた状況に配慮し、各施策の実施機関において、可能な限り弾力的な運用に努めるとともに、既存の制度の運用等では十分な支援が行えないものについては、本県独自の施策なども検討していきます。

また、生活再建するに当たって、被害者自身の心の回復が重要であることから、継続的にケアを行っていくための体制整備についても検討していきます。

なお、支援に当たっては、職務関係者が業務により二次的被害を被らせることのないよう細心の注意を払うとともに、被害者の人権尊重を基本に、被害者が本来持っている力と意欲を信頼し、自己決定を尊重した支援を行います。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に適切な情報を提供するとともに、必要に応じて、支援の実施機関と連絡調整し、各種制度の利用を支援します。

1 住宅の確保に関する支援

現状と課題-

被害者の生活再建の第一歩は住居探しですが、頼れる身寄りや知人のない被害者は保証人が確保できないことも多く、このことが住居探しの上でのネックになっています。

県では、県営住宅の定期募集時に、DV被害者世帯等を抽せん優遇制度の対象としています。また、緊急に住宅を必要とするDV被害者等のために、県営住宅の期限付入居制度を設けています。

転居先として民間賃貸住宅を選択する被害者も多く、民間住宅に関する情報提供 や、入居しやすくするための支援策の検討も課題です。

【実施施策】

① 県営住宅の期限付入居制度等の実施

ア 県営住宅期限付入居制度による一時的な居住先の提供とともに、本格的な自立に向けて、配偶者暴力相談支援センター等による継続的な相談・支援を行います。

(住宅課、男女共同参画課)

イ DV被害者世帯を対象に定期募集時の抽せん優遇制度を実施していきます。

(住宅課)

② 市町村営住宅における協力要請

被害者の個々の状況に応じた適切な支援を行えるように、公営住宅への優先入居等について関係市町村の協力を求めていきます。

(住宅課)

③ 民間住宅に対する働きかけ

民間賃貸住宅に係わる団体を通じて、家主にDV被害についての理解を深めてもらい、被害者の入居への協力を働きかけていきます。

(住宅課、建築安全課、男女共同参画課)

④ 民間賃貸住宅への入居支援

民間賃貸住宅への入居を拒まれるおそれのある被害者に対し、埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度等を利用した情報提供や、民間会社が行う家賃債務保証の利用などにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。また、必要に応じて生活保護担当機関と連携して、住宅確保支援を行います。さらに、住宅確保のための公的支援制度について、他の地方公共団体の事例を調査し、制度導入について検討します。

(男女共同参画課、社会福祉課、住宅課)

2 心の回復に関する支援

_ 現状と課題 .

被害者の心のケアに留意して、配偶者暴力相談支援センターの職員はカウンセリング的手法を用いた相談・支援も行っています。また、医学的なカウンセリングを必要とする被害者には、医療機関等を紹介していますが、DVを十分理解し、適切に対応できる専門家が不足しています。

被害者が、必要に応じて継続的なカウンセリングを受けられるよう、市町村、医療機関など専門機関、民間団体との連携による支援体制を構築する必要があります。また、被害者同士が集まり悩みや感情を共有化し、お互いを支え合うサポートグループ活動も自立に当たっての被害者の支援になります。このため、サポートグループなど被害者の居場所を増やしていく必要があります。

*サポートグループ -

被害者が集まり、気持ちを言葉にして語り合うことを続けることにより、 自分を見つめ、共感し、お互いに支え合うという経験を通して、自分に起こった 状況や、これからどうしていきたいかを考える場。被害者の支援者や専門家が 中心となって設立・運営する。

【実施施策】

① 継続的な心のケアの実施体制の検討

ア 医学的なカウンセリングが必要な被害者に、精神科医療機関や精神医療センターなどの専門機関につなげるために必要な情報提供を行えるよう、専門機関の情報収集、連携体制の構築を図ります。 (男女共同参画課)

イ 県配偶者暴力相談支援センターにおいて、精神科医療機関による相談を実施する ほか、専門機関等の支援による研修の実施により相談員の質を高め、被害者の心の ケアに配慮した相談を実施します。

また、県男女共同参画推進センターは、必要に応じてカウンセラーによる継続的なカウンセリングを行います。 (男女共同参画課)

② サポートグループ等による自立支援の充実 【重点7】一部新規

被害者同士の交流は心の回復に効果があることから、民間支援団体が行うサポートグループ等の運営に対し、活動費の助成や助言などを行い活動を支援します。

また、被害者に対し、心のケアや孤立しないための居場所の提供、自立に関する情報の提供等による継続した支援を行うため、県男女共同参画推進センターにおいてグループ相談会や個別面接相談を行うとともに、必要に応じて、センターが行う様々な自立支援事業への参加を促します。

■ 県男女共同参画推進センターでのグループ相談 シリーズ講座年2回以上 (男女共同参画課)

3 就業に関する支援

現状と課題-

雇用環境が極めて厳しい中、就労経験が少なく、かつ、心身の健康回復が十分でない状況での就職は厳しい状況にあります。また、身元保証人を求められたり、子どもの保育問題などの課題もあります。

【実施施策】

① 配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供

ハローワークや就業支援、職業訓練を行う関係機関と連携し、被害者に対して就 業支援事業や母子福祉センターの活用に係る情報の提供と助言を行います。

(男女共同参画課)

② 企業への働きかけ

企業団体に働きかけ、DVについての広報を行い、就労先の確保と就職の際には、 身元保証人や住民票を求めないなど被害者への配慮について理解を求めていきます。 (男女共同参画課、就業支援課、ウーマノミクス課)

③ 母子福祉センターにおける就業支援

就業経験の少ない方の就業を支援するため、パソコンセミナー、就業セミナー等 を開催するとともに、就業や生活に関する相談を行います。

また、女性相談員を始め相談業務の従事者を対象に、就業支援に関する研修を実施します。 (少子政策課)

④ 就業支援・職業訓練施策による支援 【重点8】

ア 女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら、子育てとの両立や職業上のブランクなどに不安を持つ女性を対象に、専門のキャリアカウンセラーによるきめ細かな個別相談(キャリアカウンセリング)や就職支援セミナー等を実施し、被害者の再就職を総合的に支援します。

また、インターネットを通じ、働く意欲のある女性のためのポータルサイトや、 求人情報提供システムである「彩の国仕事発見システム」などによる情報提供を 行います。

県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター)は、被害者に対して女性 キャリアセンターと連携を図り、就業支援を行います。

■ 県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター)での就業支援 女性チャレンジ支援講座への参加支援 就職支援セミナー及び

個別相談(キャリアカウンセリング)の実施 月1回

(男女共同参画課、就業支援課、ウーマノミクス課)

イ 県内の高等技術専門校において、求職者に対し職業訓練を実施するとともに訓練 生に対する就職支援を行い、安定的な就職に結びつけていきます。

また、民間教育訓練機関を活用して、母子家庭の母や、子育て等に伴う職業上のブランクなどに不安を持つ女性求職者等を対象に、就職に必要な知識・技能の習得を図る訓練を行い職業的自立を促進します。 (産業人材育成課)

ウ 県男女共同参画推進センターでは、女性の社会参画に向けて、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、様々な女性のチャレンジ支援事業を推進します。また、県男女共同参画推進センターに併設された就業支援施設(女性キャリアセンター、ヤングキャリアセンター埼玉及び中高年就職活動支援コーナー埼玉)とも連携を図り、被害者の就業支援を行います。

(男女共同参画課、就業支援課、ウーマノミクス課)

⑤ 転居先の保育所の優先随時入所の取扱い

市町村が保育所に入所する児童を選考する場合、母子家庭等を入所の必要が高い ものとして優先的に取り扱うよう周知徹底します。 (子育て支援課)

4 経済的な支援

- 現状と課題-

被害者の支援に当たっては、住宅を確保するための費用、医療費、生活費など 経済的な支援が必要な場合が多く、生活保護や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金 が重要な支援策となっています。緊急を要することもあり、迅速、適切な対応が 課題となっています。

このため、生活保護については、世帯認定の際の取扱いや保護の実施責任など を県の通知により明確にし、迅速な対応がなされるよう配慮してきました。しか し、保護を必要とする被害者の増加に伴い、県外の民間シェルターに一時保護委託 する事例があることから、県を超えた広域での調整が必要になっています。

このため、迅速かつきめ細かな支援を行うための連携強化を図る必要があります。

【実施施策】

① 生活保護の実施責任の明確化と適切な保護の実施

被害者に対する保護の迅速な決定と適切な制度運用が行われるよう、引き続き福祉事務所に対する助言指導に努めるとともに、新たに発生する課題に応じて実施責任や保護の取扱いの明確化を図っていきます。

また、女性相談員と生活保護のケースワーカー等が連携・協働して、就労による 自立や日常生活、社会生活における自立の支援に努めます。 (社会福祉課)

② 子育てに関する経済的支援

- ア 児童扶養手当等の適切な給付のため、積極的に広報を実施するとともに、受付 窓口となる市町村では、被害者は住民票の異動がなくても居住地での受給が可能 であることなど適切な案内ができるよう努めます。 (少子政策課)
- イ 未熟児養育医療給付、自立支援医療費(育成医療)、結核児童療育給付、小児慢性特定疾患医療給付制度について、被害者の世帯認定等に当たり弾力的な運用に努めます。 (健康長寿課)
- ウ 乳幼児医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について、被害者に対 し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言します。

(国保医療課)

③ 経済的支援制度に関する周知

被害者に対して、迅速に、かつきめ細かな経済的支援を行うため、社会福祉協議会が実施している小口資金貸付制度などのPRを行います。 (男女共同参画課)

④ 国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知

次の事項について、保険者である市町村及び国民健康保険組合に周知徹底します。 ア DV被害により被保険者である配偶者等との生活から離れたことが証明されれ ば、新たな生活地で国民健康保険に加入することができること (健康保険等に加入すべき場合を除く)。

- イ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。
- ウ 被害者は、医療費通知により、受診した医療機関が加害者に伝わるおそれがある場合には、保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼することができること。 (国保医療課)

⑤ 介護保険に関する取扱いの保険者への周知

DV被害により住所地を変更できない場合は、居所で介護保険の被保険者になる ことができることを保険者である各市町村に周知します。

(高齢介護課)

5 被害者に関する個人情報の保護

- 現状と課題-

加害者が被害者の住所を探索することを防止するため、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置が行われています。各市町村において、この制度に係る事務が適切に行われる必要があります。併せて、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う関係部局においても、支援対象者の情報が流出することのないよう適切な対応が必要です。

また、被害者の個人情報については、配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各 自治体の個人情報保護条例等に基づき、被害者の安全を確保するために、関係者が 細心の注意を払って管理しています。

一方、被害者が安心して新しい生活を始めるためには、被害者の了解を得た上で、他の支援関係機関への適切な情報提供と情報共有化が行われることが大切です。

【実施施策】

① 住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知と適切な運用

市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした研修会や会議等において、制度の 運用及び関係部局との連携について周知徹底を図るとともに、市町村からの問い合 わせ等に対応し、支援措置が適切に運用されるように努めます。

(市町村課)

② 関係機関における個人情報の適切な管理

配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各自治体の個人情報保護条例等に基づく情報の

(男女共同参画課)

6 司法手続に関する支援

現状と課題-

県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター)、県男女共同参画センター及び母子福祉センターでは、無料法律相談を実施するとともに、被害者が速やかに必要な司法手続きを行えるよう民事法律扶助制度について情報提供を行っています。

警察や配偶者暴力相談支援センターは、被害者が保護命令を申し立てた際、裁判所からの求めに応じて書面を提出したり、被害者の安全確保のための助言、関係機関への連絡などを行っています。

また、将来的な課題として、被害者配慮の視点を踏まえて裁判を行うなどの法定 内支援のあり方について、諸外国の法的支援制度等の情報収集に努めていく必要が あります。

【実施施策】

① 司法手続に関する支援

- ア 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の申立てや離婚及び親権に関する調停申立て方法を説明し、弁護士の支援が必要な場合は、無料法律相談の利用や弁護士の依頼方法を助言します。 (男女共同参画課)
- イ 訴訟費用の立替えなどの支援が必要な場合は、日本司法支援センター(法テラス)の利用について情報提供を行います。 (男女共同参画課)

*民事法律扶助制度

資力の乏しい方が法的トラブルに出会ったときに、無料法律相談を行い、 必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の 立替えを行う制度。

この制度の申し込み窓口は、日本司法支援センター(法テラス)が行っている。

7 地域における支援協力者の育成

---- 現状と課題-

被害者が地域で安全に、安心して、自立した生活を送るには、行政や関係機関の支援はもとより、地域の方々や民間団体等による幅広い支援が必要です。このため、被害者支援を行うボランティア育成講座やDV防止出前講座を実施してきました。

また、被害者が地域で生活するに当たり、身近な人による日常的な見守り・支援は、被害者の安心感と自立への意欲や自信につながります。このため、より多くの支援者を育成する必要があります。

【実施施策】

① 被害者支援ボランティアの育成

地域や民間団体で活動する支援者を育成するための養成講座を被害者支援を行う 民間団体に委託して実施します。修了者に対して、活動に関する情報提供及び継続 研修を行い、地域における支援・協力者を育成します。また、地域における支援の 裾野を広げるため、DV防止出前講座を実施します。

(男女共同参画課)

② 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施(再掲 Ⅱ-1-3)

8 継続した支援

- 現状と課題-

被害者が地域で安定的に自立した生活を送るためには、被害者のその時々の状況やニーズに応じて、継続して被害者を見守り、被害者が求める支援を行っていくことが必要です。このためには、関係機関の連携体制の強化と、それぞれが有する社会資源の活用が求められます。

婦人相談センターでは、一時保護施設退所者のうち継続的な支援が必要と思われる被害者について、退所先の市町村や福祉事務所などの関係機関に情報提供し、継続した見守り支援を依頼するとともに、時期を定めて関係機関を通じた状況確認を行い、退所後の状況把握に努めています。

【実施施策】

① 安定的な自立に向けての継続的支援 【重点9】新 規

被害者の安定的自立に向け、市町村等関係機関と連携し、被害者を見守り、継続的な支援を行います。

■ 市町村等関係機関との連携強化による継続的支援

(男女共同参画課)

② 民間団体と連携・協働しての継続的支援

民間団体と連携を図り、民間団体が行う相談事業、サポートグループ活動、ステップハウス運営等の取組みについて、被害者のニーズに応じて情報を提供するなど、相互の情報交換を図るとともに、民間団体との協働のあり方について検討します。 (男女共同参画課)

基本目標IV 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

平成16年の児童虐待防止法の改正により、子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待に当たるとされました。また、子どもの虐待からDVが発見されることもあります。子どもの変化に気づきやすく、虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所、幼稚園

子どもの変化に気つきやすく、虐待を発見しやすい立場にある字校や保育所、切稚園などが虐待や背景にあるDVを早期発見し、DVが疑われる場合には、専門機関への相談を積極的に行い、子どもたちが痛ましい事件や事故にあうことのないよう被害者と子どもの安全の確保を図ります。また、傷ついている子どもの心のケアを行い、健やかな成長を支援します。

1 早期発見と安全確保

- 現状と課題-

平成16年の児童福祉法の改正により、児童相談は住民に身近な市町村が担い、 虐待の未然防止・早期発見に積極的に取り組むこととされ、要保護児童の適切な 保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を置くことができると規定され ていました。さらに、平成19年の児童福祉法の改正ではその設置が、努力義務 化されました。平成20年には全市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置 されました。

県では、学校や保育所などで児童虐待の早期発見、対応を図るため、平成16年度に「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」を作成し、県内の幼稚園、小・中・高・盲・ろう・養護学校、保育所、認可外保育施設等を対象に研修を行ってきました。

また、子どもからの相談に対応するため、子どもの権利擁護委員会や学校における相談体制を整備してきました。

婦人相談センターでは、被害者が同伴する子どもの一時保護は、児童相談所と 連携して実施しています。高学齢男児を同伴する場合などは、社会福祉施設等へ の一時保護委託制度も活用しています。また、平成16年度から一時保護所に保 育士を配置し、乳幼児の保育を行っています。

【実施施策】

① 虐待の早期発見・早期対応の推進 【重点10】

ア 要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行う市町村要保護児童対策地域協議 会の効果的な運営を支援し、配偶者暴力相談支援センター等DV被害者支援関係 機関と連携して、地域における対応の強化を図ります。

■ 市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運営支援と活用

(こども安全課)

イ 子どもスマイルネット(埼玉県子どもの権利擁護委員会)で、いじめや虐待な

ど子どもへの権利侵害に関する電話相談窓口を引き続き設置し、相談を行います。 (こども安全課)

ウ 学校においては、教員、スクールカウンセラー及び市町村が配置する相談員等 による校内教育相談体制を整備します。 (生徒指導課)

② 教員、保育従事者への研修の実施

教員・保育従事者向けに、児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止指導実践事例 集、人権感覚育成プログラムなどを有効に活用し、実践的な研修を行います。

(人権教育課、こども安全課)

③ 被害者が同伴する子どもの一時保護

婦人相談センターと児童相談所等関係機関との協力体制を引き続き強化するとと もに、被害者と子どもを一緒に保護することができる一時保護委託先の確保に努め ます。 (男女共同参画課、こども安全課)

2 心身の健やかな発達への支援

- 現状と課題-

DVは子どもにも様々な心身の症状を引き起こし、心のケアを継続して行う必要がある場合もあります。

児童相談所では、心理的なケアを必要とする児童に対し、児童心理司等による カウンセリング等を実施しています。

保健所では子どもの心の健康相談を行っていますが、関係機関との調整や連携 の強化が課題となっています。

また、県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター)では、被害者が同伴する子どもが、DVの目撃などにより心に傷を受けていることが多く、こうした子どもの心理的ケアも大きな課題です。

【実施施策】

① 子どもの心のケア対策の充実

- ア 児童相談所において、児童心理司等により、年齢や心理状態に応じたカウンセリング等を実施します。 (こども安全課)
- イ 子どもと親の心のケア対策を推進するため、児童福祉施設における心理職員の 配置等を進めるとともに、児童相談所と児童福祉施設や保健・医療等の関係機関 が連携し、施策の充実を図ります。 (こども安全課)
- ウ 身近な地域での相談体制を整えるため、保健所が実施している「子どもの心の 健康相談事業」を充実します。 (健康長寿課)

エ 保健所管内ごとに保健、医療、福祉、教育などの関係機関で構成される小児精神保健医療推進連絡会議等を活用し、相談内容に応じて対応や調整ができるよう関係機関と連携の強化を図ります。 (健康長寿課)

② 被害者が同伴する子どもへの支援体制の充実 【重点11】新 規

婦人相談センターに入所する被害者が同伴する子どもについて、言動等に現れる子どもの状況を踏まえた適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

また、同センターにおける心のケア対策の結果について、関係機関との情報の共有 化を図ります。

■ 同伴児童の心のケアの充実(再掲)

(男女共同参画課)

3 保育・就学・学習支援

── 現状と課題─

被害者の自立支援に当たり、同居する子どもの保育と就学に関する問題は極めて重要な課題です。

小・中学校の転校は、住民票を異動しなくても手続きが円滑に進むようになりました。また、高校生に対しては、円滑な転編入学に向けた情報を提供し、支援に努めています。

また、加害者の追及や子どもの連れ去りの危険に対応するため、保育所、幼稚園、学校における情報管理と子どもの安全確保の体制整備が必要です。教育委員会では、転校先、居住地等の情報管理や就学についての情報提供について、対応マニュアルを作成し、指導主事会議等において周知を図っています。

また、一時保護所に入所中、学齢児は通学できないため、ボランティアによる 学習指導を行っていますが、学習機会が十分に提供されていないことが課題となっています。

【実施施策】

① 転居先の保育所の優先随時入所の取扱い(再掲 Ⅲ-3-⑤)

② 転校先、居住地等の情報の適切な管理・就学についての情報提供

ア 子どもの転校先や居住地等の情報の適切な管理を行い、子どもの安全の確保に 努めるよう学校、幼稚園及び保育所に対して、周知を図るとともに、標準的な対 応マニュアルを作成し、各学校等における安全確保体制を整備するよう協力要請 します。 (人権教育課、学事課、子育て支援課)

イ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、安全確保のため被害者と子どもに学校への申出を助言したり、必要に応じて学校に連絡するとともに、子どもの就学について情報提供を行います。 (男女共同参画課)

③ 一時保護所における学習支援

一時保護期間中の学習支援については、引き続き、ボランティアによる学習指導 を続けるとともに、教育委員会とともに適切な学習支援体制について研究します。 (男女共同参画課、人権教育課)

基本目標 V 民間団体との連携・協働の推進

DVに関する相談や被害者の保護、自立に向けた支援、啓発や実態調査など、配偶者暴力防止法の施行前から民間団体が先行して活動を展開してきました。そして、多くのボランティアが被害者の目線に立った活動で自立を支えています。

DVの防止と被害者の保護・自立支援対策を推進するためには、行政だけでは限界があり、被害者の個々の事情に応じたきめ細かな対応を確保するためには、DVの問題に取り組んでいる様々な民間団体の活動と協働していくことが必要です。そこで、民間団体の貴重なノウハウや人材の蓄積を生かしつつ、行政と相互に補完し関係機関が連携して適切な支援を行うための体制の強化とネットワークづくりを推進します。

1 民間団体との連携・協働の推進

現状と課題ー

民間団体と連携して被害者の支援を行うため、民間団体も参加するDV対策関係機関連携会議を設置し、関係機関との情報の共有化を図るとともに、支援ネットワークづくりを進めてきました。

引き続き、被害者の多様なニーズに対応できる実働的なネットワークづくりが 必要です。

また、加害者は支援者にも危害を及ぼす恐れもあることから、支援者の安全確保に常に配慮する必要があります。

【実施施策】

① 民間団体との連携の推進

様々な状況にある被害者のニーズに応じ、適切で時宜を得た支援が行えるよう、 DV対策関係機関連携会議への民間団体の参加を促し、関係機関との情報の共有化 を図ります。また、地域及び市町村に設置する支援ネットワークへの参加を促します。

(男女共同参画課)

② 専門的知見の活用・事業の協働実施

DV相談担当者研修や各種講演会等に、民間団体スタッフの持つ知見を活用する ため、講師として招聘していきます。

また、ボランティア育成講座をはじめ県民の啓発活動や被害者支援について、民間団体で実施可能なものについては、事業委託をしていきます。

(男女共同参画課)

③ 民間団体及び支援者等の安全確保

民間団体と支援者の安全を確保するため、団体の所在地、連絡先、職員の個人情

報等について適切に管理するとともに、事業の実施に際し、団体の情報を明示する際は安全確保に配慮します。 (男女共同参画課、各課所室)

2 民間団体の育成・支援

現状と課題 -

民間団体は運営基盤(スタッフ体制、運営資金、活動拠点等)が脆弱で、継続 して安定した事業運営を行うことが難しいため、民間団体への支援が求められて います。

県では、民間団体を育成・支援するため、シェルター整備、DV防止研修会の 開催、被害者への同行支援等の活動費用の一部を助成してきました。

また、支援スタッフのスキルアップのために、DV相談担当者研修の参加の機 会の提供や、被害者支援に関する情報提供や助言を行っています。

【実施施策】

① 事業活動への支援 【重点12】

被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援が行えるという民間団体の特性を生かした支援活動が安定した経営基盤のもとで継続できるよう、活動費を助成します。また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等、必要な支援を行います。さらに、民間団体と連携した同行支援やサポートグループ等の被害者支援方策の検討など、取組みの充実に向けて、民間団体交流会等による意見交換を行います。このほか、DV被害者支援情報、研修機会等の情報、県が行う民間団体を対象とした事業の情報など、関連する情報提供を行います。

■ 民間団体交流会の開催 年2回

■ 民間団体への情報提供 月1回以上

(男女共同参画課)

② 人材育成に関する支援

支援スタッフのスキルアップを図るため、DV相談担当者研修や各種研修会等への受講機会を増やします。

さらに、民間団体にボランティア育成講座を委託することにより、支援スタッフ の育成を支援します。 (男女共同参画課)

③ 民間シェルター等の整備促進(再掲 Ⅱ-4-③)

基本目標VI施策の推進に必要な調査・研究

配偶者暴力防止法の施行により、被害者の保護に関する体制の枠組は整備されつつありますが、被害者の実態や支援状況の把握とその検証は十分ではありません。また、暴力の未然防止のための具体的な取組、増加する外国人被害者への対応や加害者対策などは、今後の課題となっています。

こうしたことから、被害者支援施策が被害者にとって利用しやすいものであるかどうかという観点から見直し、改善を図るとともに、新たな課題に対して的確に施策を推進するため、必要な調査研究を行います。

1 調査・研究の実施

【実施施策】

① 外国籍女性と子どもへの支援のあり方や関係法制の研究

外国籍女性の相談・支援に当たって、言語・習慣や価値観の違い、在留資格によって支援制度が適用できないなど、特別な配慮と専門的な知識が必要です。このため、外国籍女性とその子どもへの支援のあり方や関係法制の研究を行い、情報提供に努めます。 (男女共同参画課、国際課)

② DV被害者とその子どもの心理的支援に関する調査研究

県配偶者暴力相談支援センター (婦人相談センター) では、一時保護中の被害者とその子どもの心理について、トラウマチェック (注:恐怖、ショック、異常体験などによる精神的な変調や行動上の変化 (トラウマ反応) の有無や程度を、ある基準をもとに調べること) や調査を行い、ケアの手法や一時保護施設退所後の支援のあり方を研究します。 (男女共同参画課)

③ DV被害の実態と支援に関する分析調査

DVの実態と支援状況、配偶者暴力防止法の改正動向、先進国の取組事例等について情報収集・調査分析し、現行施策の検証を行います。 (男女共同参画課)

④ 加害者対策の推進体制に関する研究

ア 加害者更生のための国の調査研究、他の都道府県の取組、民間団体等の取組について調査、情報収集するとともに、精神保健福祉センター、精神科診療所など専門機関及び民間団体等におけるDV加害者への対応状況等について調査を行います。

イ 先進的取組事例についての研究会を開催し、本県における加害者対策のあり方に

ついて引き続き研究を行っていきます。

ウ 男女共同参画に関する男性専用の電話相談窓口を、県男女共同参画推進センター に開設することについて検討します。 (男女共同参画課)